



2025年4月25日

各位

会社名 株式会社 小森コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 持田 訓  
(コード番号 6349 東証プライム)  
問合せ先 取締役グローバル経営管理統括本部  
統括本部長 橋本 巖  
(TEL 03 - 5608 - 7826)

### 監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、2025年6月18日開催予定の第79回定時株主総会の承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事について内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

機関設計移行の概要については別紙資料をご覧ください。

#### 記

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（2025年6月18日開催予定の第79回定時株主総会および同株主総会後の取締役会に付議予定）

氏名	新役職名	旧役職名
持田 訓	代表取締役社長	同左
小森 善治	取締役	同左
松野 浩一	取締役	同左
橋本 巖	取締役	同左
丸山 俊郎	社外取締役	同左
山田 浩二	社外取締役	同左
林 貴子	社外取締役	同左

#### 2. 監査等委員である取締役候補者

（2025年6月18日開催予定の第79回定時株主総会および同株主総会後の監査等委員会に付議予定）

氏名	新役職名	旧役職名
尼子 晋二	社外取締役 監査等委員	社外監査役
大塚 雅広	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山口 留美	社外取締役 監査等委員	—

#### 3. 補欠の監査等委員である取締役候補者

（2025年6月18日開催予定の第79回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	旧役職名
丸山 俊郎	補欠の監査等委員である社外取締役	社外取締役

## 1. 新任取締役候補者

氏名	役職
山口 留美	取締役（社外・独立）

※山口留美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者です。

（候補者選任の理由）

山口留美氏は、長年にわたり公認会計士として、財務、会計、税務の専門知識と経験を有しており、当社の経営に対する適切な助言および監査を遂行できるものと判断し監査等委員として選任するものです。

## 2. 新任取締役候補者の略歴

山口 留美（やまぐち るみ）

1968年 8月13日生まれ

1991年 4月

みずず監査法人（当時 中央新光監査法人）入所

1994年 3月

公認会計士登録

2007年 7月

みずず監査法人 退所

2007年 8月

山口留美公認会計士事務所 開設（現任）

2012年 3月

税理士登録

2012年 3月

山口留美税理士事務所開設（現任）

2022年 6月

日本ケミファ株式会社 社外監査役 就任（現任）

## 小森コーポレーションの監査等委員会設置会社移行の概要

当社は、2025年3月期より第7次中期経営計画がスタートし、その中心課題である事業変革の達成（=事業ポートフォリオ変革）のため、経営のスピードアップと組織・コミュニケーション強化を目的とした「自走型組織」の構築に取り組んでいます。今般、監査等委員会設置会社への移行を決定し、取締役会のスリム化、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役および執行役員会を含む執行に委任し、更なる「意思決定の迅速化」、モニタリングを通じた「取締役会の実効性向上」を進め、ガバナンス体制の一層の強化に努めます。

### 機関設計移行の概要

当社は、2025年6月開催予定の定時株主総会における承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行します。現在の「監査役会設置会社」体制からの、移行の概要は以下のとおりです。

#### 監査役会設置会社(現在の体制)

※ 監査役会は、取締役会から独立して設置され、その過半数が社外監査役である3名以上の監査役で構成される。

変更となる機関	監査役会
規模・構成	取締役 11名 (うち社外5名) 監査役 3名 (うち社外3名)
取締役構成比率	独立社外取締役 45% 女性取締役 9%
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役会からの委任不可
取締役の人事についての意見陳述権	なし

#### 監査等委員会設置会社(移行後の体制)

※ 監査等委員会は、その過半数が独立役員でかつ監査等委員として選任される3名以上の取締役で構成される。

変更となる機関	監査等委員会
規模・構成	取締役 10名(独立社外6名、女性2名) (うち監査等委員である取締役3名(独立社外3名、女性1名)) 監査役 廃止
取締役構成比率	独立社外取締役 60% 女性取締役 20%
任期	取締役(監査等委員である取締役を除く) 1年 監査等委員である取締役 2年
重要な業務執行の決定	取締役会から、全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員会を含む執行部門に委任可とし、意思決定の迅速化を行う
取締役の人事についての意見陳述権	監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の人事について、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる